平成16年度主要組織改正概要

総務部人事課

1.総論

平成16年の組織・人員体制については、平成14年10月に策定した新行政システム推進計画に 基づき所要の見直しを行った。

主な改正点としては、第一に、現下の厳しい財政状況下においても本県が社会経済情勢の変化に対応し自立的に発展していけるよう、重要な政策課題に対しては必要な人員を配置し体制強化を図った。

第二に、簡素で効率的な執行体制のため地方機関を見直し、統合を進めた。

第三に、昨年の本庁機構の再編に続き、迅速な意思決定や事務処理ができる柔軟で機動的な組織に するため内部組織の大幅な見直し(フラット化グループ化)を行った。

2. 組織改正内容

【知事部局本庁】

<u>部・局</u> 課・室	改正概要
総務部	
税務課	法定外目的税(産業廃棄物に関する税及び水源涵養に関する税)の導
	入を推進するため新たに 新税制対策室 を設置する。
消防防災課	県の危機管理体制の強化及び国民保護法制の制定に伴う国民保護に関
	する計画の策定等に対応するため 防災・危機管理スタッフ を設置する。
地域振興部	
情報政策課	電子申請等受付システムの開発・運用などITを最大限に活用し、県民
	サービスの一層の向上を図るため 電子自治体推進室 を設置する。
環境生活部	
環境生活総務課	多様化複雑化する消費者行政に迅速的確に対応するため、消費者セン
	ターと環境生活総務課消費生活担当を一体化し 消費生活室 を設置する。
健康福祉部	
医療対策課	県立病院の運営、経営健全化への取り組みを強化するため及び湖陵病
	院の新病院建設に向け体制を強化するため、 県立病院管理室 を設置する。
農林水産部	
水産課	「第 23 回全国豊かな海づくり大会」の成果を将来に活かし、資源管理
	の強化や栽培漁業への取り組みなど資源回復施策を積極的・一体的に推
	進するため 海づくり推進室 を設置する。
商工労働部	
産業振興課	重点化施策である新産業創出や産業競争力強化のため体制を整備する。
	戦略プロジェクトグル−フ ゚〔新産業創出の推進〕
	地域産業創造 が ルーフ ゚〔県内企業の技術・経営力強化支援等〕

【知事部局地方機関】

<u>【扣事部同地力慨剧</u>	
部・局	改正 概 要
地方機関	
総務部	
東京事務所	東京拠点施設「 にほんばし島根館 」の活用などにより、ブランド化重点
	産品の販路拡大を図るため同館に 担当スタッフ を配置する。
環 境 生 活 部	
消費者センター	消費者センターと環境生活総務課消費生活担当を一体化する。
	(消費者センターの組織は場所を移転して存置する)
健康福祉部	
中央病院	医薬品に関する安全管理の徹底を図るため及び医薬品費の抑制を通じ
	経営健全化に資するため、医療技術局から薬剤部門を分離し 薬剤局 を設
	置する。
農林水産部	
肥飼料検査所	廃止(農業試験場及び畜産試験場に統合)
来島県有林事務所	廃止(中山間地域研究センターに統合)
土木部	
広瀬土木事務所	松江土木建築事務所と統合し、同事務所 広瀬土木事業所 に
[1] 仁多土木事務所	木次土木建築事務所と統合し、同事務所 仁多土木事業所 に
大田土木建築事務所	川本土木建築事務所と統合し、同事務所 大田土木事業所 に
洋和野土木事務 所	益田土木建築事務所と統合し、同事務所 津和野土木事業所 に
只道湖東部浄化 二	
センター	│ ├ 統合して 宍道湖流域下水道管理事務所 及び同事務所 西部支所
只 完道湖西部浄化	
センター	<i>)</i>

【企業局】

	課			改	正	概	要		
開	発	課	尾原ダム完成時期の延期による事業量の平準化にともない、斐伊川水					斐伊川水	
			道建設事務所の体制を見直し本局開発課に統合する。						

【教育厅】

課	改 正 概 要
教育監	「いじめ」「不登校問題」や県立学校再編成後の学校運営、特別支援
	教育制度などの課題解決に向けた体制を強化するため、新たに 教育監
	(部長級)を設置する。
高校教育課	平成19年に開催が予定されている全国高等学校総合文化祭の開催準
	備のため 担当スタッフ を配置する。

3.フラット化グループ化の導入

(1)目 的 柔軟性・機動性の高い業務執行体制の構築

従来の係という狭い組織に拘束されず、業務執行に適した体制をとることに より、職員相互の事務の繁閑を調整しながら事務処理の効率化を図る。 総戦力化による事務対応能力の充実強化

職員の年齢構成の歪みにより割合が高くなっている中間管理職層が固有の事 務を担当することにより、実務者の割合を増やし、総戦力化する。

意思決定の迅速化

中間の職を廃止することにより、時間を費やしていた協議や決裁等の意思決 定について、迅速化を図る。

(2)概要 グループ化

- ・ 係制を廃止し、従来の係を統合又は再編してグループを編成する。
- ・ グループの規模は基本的に5~8名程度とする。
- フラット化
- ・本 庁 現在の基本階層である6階層を5階層とする。

(現在)	部長 - 次長 - 課長 - 課長補佐 - 係長 - 担当
(新)	部長 - 次長 - 課長 - グループリーダー - 担当

・ 地方機関 所属により階層の数は異なるが、基本的に4階層以下とする。

(例)	(現在)	所長 - 次長 - 部長 - 課長 - 係長 - 担当	
	(新)	所長 - 部長 - グループ課長 - 担当	

(3) グループ数

	本 庁		地 方	機関	計	
	H 1 5	H 1 6	H 1 5	H 1 6	H 1 5	H 1 6
知事部局	216	165	513	362	729	527
(比率)	76.4%		70.6%		72.3%	
委員会等	43	35	55	31	98	66
(比率)	81.4%		56.4%		67.3%	
計	259	200	567	396	826	596
(比率)	77.2%		69.2%		71.7%	

(注)比率:H15年度の係数(科、隊を含む)に対するH16年度のゲループ数